

高等専門学校の機能強化に関する検討会運営要領

令和8年6月 19 日

高等専門学校の機能強化に関する検討会決定

高等専門学校の機能強化に関する検討会（以下、「検討会」という。）の議事の手続き
その他 検討会の運営に関しては、以下のとおりとする。

（座長）

第1条 検討会に座長を置く。座長が不在の場合は、委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（議事の公開等）

第2条 検討会は原則として公開して行う。ただし、座長が、検討会を公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合は検討会の全部又は一部を非公開とすることができる。

（検討会の傍聴）

第3条 検討会を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省高等教育局専門教育課（「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者（以下この条において「登録傍聴人」という。）は、座長の許可を受けて、検討会を撮影し、録画し、又は録音することができる。

3 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、検討会を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。

4 登録傍聴人は、検討会の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。

5 座長は、登録傍聴人が、第2項の規定による許可を受けず、若しくは第三項の規定による事務局の指示に従わずに検討会を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（検討会資料の公開）

第4条 検討会資料は原則として公開する。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると座長が認めるときは、検討会資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

第5条 検討会の議事録を作成し、これを公開するものとする。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれその他正当な理由があると座長が認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。